

業務指示書

アンゴラ国電力セクター改革支援プログラム実施支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年4月8日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 安井 伸治 Yasui.Shinji@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年4月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント、

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：円借款実施支援に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／円借款実施促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：円借款実施促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 投資環境整備】

- 1) 類似業務の経験：投資環境整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アンゴラ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(AOA1 = 1.11 円 , US\$1 = 119.03 円 , EUR1 = 134.68 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/円借款実施促進
投資環境整備

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月8日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アンゴラ国電力セクター改革支援プログラム実施支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／円借款実施促進	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 投資環境整備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2条 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

アンゴラは、2002年4月の和平合意により、27年間に及ぶ内戦に終止符を打った。和平合意以後、社会経済の復興・開発がすすめられており、石油をはじめとする豊富な天然資源の好調な輸出を背景に2002年以降、GDP成長率は年平均10%以上の高い成長率を実現してきた。アンゴラ政府は2013年から2017年にかけての開発政策「国家開発計画（NDP:National Development Plan）2013-2017」を策定し、石油への過度な依存からの脱却、及び産業の多角化を通じた経済成長を目指している。この産業多角化のために、アンゴラ政府は2011年5月に「新民間投資法」を制定・公布するなど、法整備の改善を進めている。

同国の投資環境は、免税等の優遇措置を受けることができる最低投資額が高額に設定されていること、政府による投資プロジェクトの承認に長時間を要すること、10万USドル超の外貨送金については中央銀行の許可が必要なこと等、多くの問題を抱えている。結果、同国のビジネス環境は世界銀行の「Doing Business」ランキングにおいて189国中181位（2015年）となっており、周辺アフリカ諸国と比較しても企業活動が難しい状況が続いているため、投資環境の改善を所管する経済省は、外資の誘致、ビジネス環境の改善に向け、民間投資法の改定を検討中である。

また、同国の電力セクターは、「NDP 2013-2017」で示された7つの重点セクターに含まれており、また電力分野を含むインフラの整備は、我が国の対アンゴラ共和国国別援助計画の重点分野である「経済開発」において示されている。同国の電力分野は、現在「国家開発計画 2013-2017」の下で、内戦中に破壊されたインフラ設備の復旧が急速に進められている。しかしながら、発電能力の欠如、電力へのアクセス率の低さ（全国平均約30%、特に地方は9%以下）、料金徴収能力の欠如（80%以上がメーター未設置）、供給された電力の非効率的な活用（電力供給量の55%以上がロス）、電力料金（平均約38USドル/1MWh）が発電・配電コスト（平均約220USドル/1MWh）より低く設定されていること等の問題が指摘されている。

上記の課題を克服するため、電力セクターの改革を支援するアフリカ開発銀行（AfDB）の開発政策借款「電力セクター改革支援プログラム」と協調融資する形での円借款の供与に向けた準備を進めている。円借款の対象とする政策マトリクスについては、電力セクターへの民間セクター参入の促進を図るべく、投資環境改善に関する政策アクションを追加予定である。

同国に対してはこれまで円借款供与がないため、貸付実行や環境社会配慮といった円借款事業に係る各種手続きに精通しているとは言えない状況にある。同国政府に対して円借款手続きの周知徹底を図ることが不可欠であることに加え、本プログラムのもとで実施が予定されている各種政策アクションの進捗状況のモニタリング体制を強化することが求められている。

以上の背景から、下記の活動を想定した有償資金協力専門家の派遣を行う。

2. 当該国の我が国及び JICA の援助方針における位置付け

本業務は、「対アンゴラ共和国事業展開計画」(2012年9月)における援助重点分野の一つ「経済開発」に含まれる「インフラ整備プログラム」に位置づけられる。

3. 業務の目的・概要

(1) 上位目標:

アンゴラにおける「電力セクター改革支援プログラム」が円滑に進められる。

(2) 業務の目標

- ① 「電力セクター改革支援プログラム」の政策アクションの実施促進ならびにモニタリング体制の拡充
- ② 本プログラムの調整窓口である財務省対外債務管理局の円借款手続き(資金管理、貸付実行方法、環境社会配慮)の理解促進
- ③ 投資環境や電力分野に関する最新情報ならびに新規円借款案件に関する情報収集

(3) 成果

- ① 「電力セクター改革支援プログラム」の政策アクションの達成
- ② 実施機関の円借款の案件監理能力の向上
- ③ 新規円借款候補案件の情報収集

(4) 実施期間

2015年5月～2016年3月

(5) 投入

① 日本側投入

- 1) 総括/円借款実施促進
- 2) 投資環境整備

② 相手国側投入

カウンターパートの配置

(6) 関連する援助活動

- 1) 我が国の援助活動: 特になし
- 2) 他ドナーの援助活動: AfDB が、「電力セクター改革支援プログラム」に10億ドルの資金供与を決定している。このうち、第1トランシェ(2014年達成目標)の政策アクションはすでに達成が確認されている。二国間ドナーでは、ブラジル経済社会開発銀行が首都南東のラウカ(Laúca)水力発電所におけるダム建設に20億ドルを融資している。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 過去の類似案件からのフィードバック

過去に他国で行われた電力セクターの開発政策借款では、電力庁の分割を含んだ電力改革法が労働組合の強い反対により成立せず、事業実施の阻害要因となった事例が存在する。このため、政策マトリクスを作成する段階で改革への道筋が明確に立てられているかを見極めが重要であることが指摘されている。AfDBの「電力セクター改革支援プログラム」においても、アンゴラ政府が達成すべき政策アクションに「新たに分離・設立される発電、送電、配電に関する公社間の合意文書の署名」が含まれており、公社の分社化が円滑に進むよう詳細にフォローする。

また、過去の協調融資案件の事後評価では、協調融資先機関との緊密な調整や政策アクションの達成を、技術協力を通じて支援すること等がプログラムを円滑かつ成功裏に進める教訓として指摘されている。本プログラムでは、協調融資を想定しているAfDBと密に連携を取りながら円借款の対象となる政策マトリクスのモニタリングを行い、その達成状況を確認する。

(2) 本邦企業との意見交換

「電力セクター改革支援プログラム」は、アンゴラ政府の電力セクターの構造改革や同セクターへの民間参入の促進等の投資環境改善に係る取り組みを支援するとともに、同国に進出する本邦企業の企業活動を支援する側面も持つ。従って、投資環境改善に関するさらなる改善策の検討や提案を行うに当たっては、現地に進出する本邦企業と十分に意見交換を行うこと。

5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分に把握の上、以下を行う。

TORの核となるのは、以下の5点である。

① 政策マトリクスのモニタリング・達成状況の確認

円借款が対象予定の政策マトリクスのうち、①電力セクターの効率性、競争性、持続性の改善、②電力セクターにおける民間投資の促進、③公共財政の透明性と効率性の向上、④ジェンダー主流化と環境配慮の促進に関するアクションについては、AfDBが雇用したコンサルタントチーム（電力、調達、公共財政の3分野）とともに政策アクションの進捗状況をモニタリングする。政策アクションの達成期限までに政策アクションの達成を、政策アクション担当省庁が作成した書類、および担当者へのヒアリングを通じて確認し、また実施機関による達成を裏付ける書類等の各種報告書の作成を支援する。

② 投資環境整備に関する情報収集、改善案の提言

円借款が対象予定の政策マトリクスのうち、JICAが独自に追加設定予定の投資環境の改善（民間投資手続きの改善、外貨送金手続きの改善、民間投資庁の人材育成等）に関する政策アクションについては、政策アクションの進捗状況ならびに達成を確認するとともに、現在の投資環境や外国企業のアンゴラ国内での活動に係る法・制度の整備状況とその運用実態を踏まえ、民間企業がアンゴラにおいて活動を行うに当たって解決すべき課題を整理し、さらなる改善策の検討・提案を行う。このために、投資環境に関する政策を所管する経済省、民間投資プロジェクトの許認可を担当する投資庁、外貨送金等の手続きを担う中央銀行といった複数の関連省庁と密接にコミュニケーションをとりつつ業務を進めるとともに、アンゴラにおいて活動を行う本邦企業からもその実態を聴取する。

③ プログラムの実施機関に対する円借款手続きの指導

L/A（Loan Agreement）の調印後、必要となる諸手続き（L/A発効、デイスバース請求等、各種提出書類の提出）の周知徹底を図るとともに、実施促進を行う。特に、本プログラムの調整窓口である財務省対外債務管理局が実施する政策マトリクスの達成状況のとりまとめ作業をはじめ、JICAと実施機関が合同で実施する達成状況評価、すべての政策マトリクスの達成を確認後に提出されるべきプロジェクト完了報告書（PCR：Project Completion Report）の作成など、各種書類の提出義務を順守できるよう、各種書類の作成を指導・サポートする。また、財務省対外債務管理局に対するワークショップの開催や局内担当者の対応事項をまとめたガイドラインを作成するなど、実施機関の円借款手続きに対する理解促進を図る。

④ ODA ローンセミナーの開催

プロジェクト型円借款の案件形成に向け、アンゴラ中央省庁向けにODAローンセミナーを開催し、円借款手続きの周知を図る。

⑤ 新規円借款候補案件に関する情報収集

電力セクターを中心に、投資環境の改善に資する新規円借款候補案件に関する情報を収集する。

以上を踏まえ、具体的に以下の業務を実施する。

（１）第一次派遣前に業務計画書を作成し、JICA アフリカ部アフリカ第三課に提出する。また、本円借款事業の協調融資先である AfDB の各種報告書、および地域部・課題部担当等からの情報収集を通じて、本プログラムの協力概要を把握する。さらに、JICA アフリカ部アフリカ第三課のコメントを反映した業務計画書の英文版を第一次派遣時にアンゴラ財務省に提出し、業務の方針について協議する。

(2) 本プログラムの調整窓口であるアンゴラ財務省対外債務管理局、およびその他の政策アクションの担当部局、AfDB アンゴラ事務所と協力し、「電力セクター改革支援プログラム」の政策アクションの進捗状況を確認し、達成までの工程を確認する。達成に遅延が生じている場合には、問題の所在を確認し、必要な助言・支援等を通じて実施を促進する。

(3) L/A 調印以降、必要となる諸手続き（L/A 発効にむけた書類準備、政策アクション達成確認後のディスバース請求、各種報告書類の提出等）を指導し、各種書類の作成をサポートする。具体的には、貸付実行業務における財務省対外債務管理局側の対応事項をまとめたガイドラインやフローチャートの作成、当局担当者に向けたワークショップの開催、貸付実行書類を確認する際のチェックリストの作成、当局の政策マトリクスの進捗管理・達成確認体制、各種報告書の作成に関する助言と指導、更なる改善策の提示を行う。

(4) 新規のプロジェクト型円借款の案件形成に向け、財務省、中央銀行をはじめ、経済省、投資庁、エネルギー・水省など、投資分野、電力分野に関わる各省庁、今後の円借款活用に関心を有するその他省庁の関係者を対象に、ODA ローンセミナーを開催し、JICA が実施する ODA スキーム（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の概要ならびに円借款手続きの周知を図る。

(5) アンゴラの投資環境に関する法・制度の整備状況や、これら法・制度の実際の履行状況、法・制度の実態やその他自然条件も含め、現地で活動を行う本邦企業を中心とする民間企業の抱える課題を、各社へのヒアリング等を通じて把握し、さらなる法制度の改善策の検討・提案を行う。また、新規円借款候補案件となりうる投資環境の改善に資するインフラ事業に関する情報を収集する。

(6) 政策マトリクスのモニタリング結果、および投資環境分野における情報収集の結果を踏まえ、電力セクターをはじめ、投資環境の改善に資する新規円借款候補案件に関する情報収集を行う。具体的には、派遣前国内作業、政策マトリクスのモニタリング結果および投資環境分野に関する情報収集で得た、アンゴラにおける電力セクター、投資環境の現況を業務完了報告書の中で体系的にまとめ、想定されうる新規円借款案件候補の概要を同報告書に記述する。この中で、今後これら案件候補の内容を具体化していくに際して有用となる、現地の課題に係る各種統計、関連する機関の組織体制等の情報を併せて記載する。

(7) 現地でのモニタリング実施後、次回のモニタリング実施までの期間に、確認された課題への取り組み状況について、「電力セクター改革支援プログラム」進捗報告

書を作成し、JICA アフリカ部アフリカ第三課に報告する。また、現地での最終派遣終了後、業務完了報告書を作成し、JICA アフリカ部アフリカ第三課に活動結果を報告する。

(8) 最終派遣後、業務完了報告書を作成し、業務結果を JICA アフリカ部アフリカ第三課に報告する。

なお、計 4 回予定されている現地派遣ごとの業務内容の想定は以下のとおりである。

(1) 第一回及び第二回の派遣では、財務省対外債務管理局による、2015 年 6 月末時点の政策アクションの進捗報告書の作成及び達成を裏付ける書類の提出を支援する。現地では AfDB と連携してモニタリングを実施する。

(2) 第二回派遣では、政策アクションの達成を確認後に必要となる円借款手続きを説明し、各種提出書類（達成を裏付ける書類、ディスバース申請等）の作成を指導・サポートする。

(3) 第三回及び第四回派遣では、2015 年 12 月末時点の政策アクションの進捗ならびに達成を AfDB と連携して確認するとともに、政策アクションの達成後に提出されるべき書類（PCR 等）の作成指導を行う。また、新規円借款候補案件に関する情報収集を行うとともに、円借款手続きに関するアンゴラ政府関係者への周知徹底を図る。

(4) 投資環境分野については、第一回及び第二回の派遣において、投資環境整備に係る現状の問題点や関係する法制度ならびにインフラの整備状況、民間企業の動向などの情報収集を行い、第三回以降の派遣で行われる新規円借款候補案件に係る情報収集の基礎資料を作成する。

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとし、本契約に係る最終成果品は業務完了報告書とする。各種成果品は以下の要領で作成・提出し、電子データを併せて提出することとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	第一回派遣開始時	和文 3 部、英文 3 部(ホチキス止め)
「電力セクター改革支援プログラム」進捗状況報告書	毎回派遣終了時(2015 年 5 月下旬から 2016 年 3 月下旬)	和文 3 部(ホチキス止め)
業務完了報告書	契約終了時(2016 年 3 月下旬)	和文 3 部(簡易製本)

第3条 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年5月より業務を開始し、政策マトリクスのモニタリングのため、2015年5月、6月、11月および2016年3月にそれぞれ二週間の現地派遣を行う。毎回の派遣後の国内作業時期においては、「電力セクター改革支援プログラム」進捗状況報告書を作成し、アフリカ部アフリカ第三課に提出・報告を行う。併せて、最終派遣後に提出する業務完了報告書の準備を進める。

ただし、今後予定されているアンゴラ政府との協議の結果、円借款の供与時期が当初スケジュールより遅延する場合、本業務の全体スケジュールならびに本業務内容に変更が生じる可能性がある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

全体 5.00M/M（現地業務 4.00M/M、国内業務 1.00M/M）

2015年5月、6月、11月および2016年3月のそれぞれに二週間の現地派遣を想定しているが、より適切な派遣時期があれば、プロポーザルにて提案すること。

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

業務従事者の人数は、下記の通り2名もしくは3名とする。3人目の業務従事者（「電力セクターの分析・提言」を仮称とする）の提案がある場合には、「総括／円借款実施促進」と当該3人目の業務従事者の2名を、「総括／円借款実施促進」（1名）とみなして評価する。

- 1) 総括／円借款実施促進（2号）
- 2) 投資環境整備（3号）

- * ポルトガル語が話せることが望ましい。
- * 総括については、円借款手続きに精通していることに加え、電力分野における政策提言、電源開発等の計画策定に関する業務経験を有していることが望ましい。
- * 現地調査のタイミングは、本プログラムの進捗に応じて変更する可能性がある。

3. 通訳、翻訳要員の配置

調査においては、現地にて通訳（英語 - ポルトガル語）を備上することを想定している。現地通訳備上に係る経費は、見積りに含めること。

4. 現地再委託

現地再委託は想定していない。

5. 相手国の便宜供与

以下について先方政府と合意済。

- (1) 実施機関が窓口となって関連省庁の出席するモニタリングミーティングをアレンジする。
- (2) 専門家のモニタリング業務を調整する適切な人員を配置する。

6. 閲覧資料および参考資料

(1) 閲覧資料

閲覧を希望する場合には、アフリカ部アフリカ第三課（03-5226-8280）に連絡すること。

- 1) アフリカ開発銀行「電力セクター改革支援プログラム」審査レポート
- 2) アンゴラ政府「国家開発計画 (National Development Plan) 2013-2017」
- 3) アンゴラ投資計画庁「How to Invest in Angola 2014」

(2) 参考資料

- 1) アンゴラ共和国 地方電力開発事業準備調査最終報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000773.html>
- 2) パキスタン国 産業育成協力プログラム(カラチ投資環境整備)準備調査(投資政策制度改善)ファイナル・レポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010209.html>

7. 特別経費

(1) 宿泊料

宿泊料に関しては、見積もり段階では既定の宿泊料を計上すること。ただし、別途特別単価を設定する場合がある（その場合には契約交渉で伝達する）。なお、アンゴラにおける宿泊先は JICA 指定の宿泊施設のみとする。

8. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA アンゴラフィールドオフィス、在アンゴラ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同オフィスと常時連絡が取れる体制とする。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 関係機関等との連携

現地派遣中の業務については、アフリカ部アフリカ第三課に加え、JICA アンゴラフィールドオフィスにも助言を求めながら実施する。また、本円借款事業の協調融資先である AfDB はアンゴラに現地事務所を構えており、当事務所にも情報の共有を求めつつ業務を進める。

以上

